

第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について

(南アルプス市) (一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	湯澤工業(株) 代表取締役 湯沢 基
位置	南アルプス市野牛島913番地他16筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 施設	<ul style="list-style-type: none">○ 一般廃棄物処理施設(5t/日以上) (廃プラ、繊維・紙・金属・木くずの破碎施設)○ 産業廃棄物処理施設(5t/日以上) (廃プラ・木くずの破碎施設)
申請理由	循環型社会、低炭素社会への実現の要求の高まりに伴い、今まで以上に廃棄物を発生からリサイクルまでトータル的に管理し、適正に処理できるよう新たに施設を設置するため。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について① (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条 本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) **第五条第一項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)**
- 二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「**産業廃棄物処理施設**」という。)
 - イ **廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設**
 - ロ (略)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について②
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令
第三百号))

(一般廃棄物処理施設)

令第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、
一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあつては、
一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子
面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。



本申請	破砕施設1	① 廃プラ	28.80t/日 > 5 t/日
		② 繊維くず	25.60t/日 > 5 t/日
		③ 紙くず	30.40t/日 > 5 t/日
		④ 金属くず	34.40t/日 > 5 t/日
	破砕施設2	① 木くず	63.92t/日 > 5 t/日

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について③ (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令 第三百号))

(産業廃棄物処理施設)

令第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 廃プラスチック類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

木くず等

八(略)

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたもの)又ははがれき類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

九～十三の二 (略)



本申請	破砕施設1	廃プラ	28.80t/日 > 5t/日
	破砕施設2	木くず	63.92t/日 > 5t/日

申請概要①

- 申請者 住所：山梨県南アルプス市六科1186番地
氏名：湯澤工業(株) 代表取締役 湯澤 基

■ 行為の概要(現況)

湯澤工業(株)は、現在、南アルプス市六科において、がれき類及び木くずの再資源化施設と木くず、紙くず、繊維くずの焼却施設を設置して産業廃棄物の中間処理を行っている。

産業廃棄物処理を取り巻く環境は社会情勢の変化や技術の進歩による変化に対応するため、新たな施設の建設を計画していたところ、南アルプス市産業立地推進室より申請地を仲介され、今般、新たに破碎処理施設を導入するにあたり、許可が必要となった。

申請概要②－1

■ 行為の概要(計画) 一般・産業廃棄物

廃棄物の種類	処理する廃棄物の種類	処理施設	1日当たりの処理能力	許可対象
一般廃棄物	廃プラスチック	二軸破碎機	28. 80t/日	≥5t/日
	繊維くず		25. 60t/日	
	紙くず		30. 40t/日	
	金属くず		34. 40t/日	
	木くず	木材破碎機	63. 92t/日	
産業廃棄物	廃プラスチック	二軸破碎機	28. 80t/日	≥5t/日
	繊維くず		25. 60t/日	許可対象外
	紙くず		30. 40t/日	(指定なし)
	金属くず		34. 40t/日	
	木くず	木材破碎機	63. 92t/日	≥5t/日

申請概要③

■ 建築物の概要:新設3棟 既存3棟

敷地面積5,582.32㎡ 容積率 : 25.08% < 200%

開発面積7,964.22㎡ 建ぺい率: 25.17% < 70%

番号	建物名称	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積	備考
1	木材チップ工場	1	鉄骨造	8.90m	506.52㎡	506.52㎡	新築
2	二軸破碎工場	1	鉄骨造	8.54m	252.72㎡	252.72㎡	新築
3	事務所	1	木造	4.23m	73.28㎡	78.24㎡	新築
4	木材チップ製品置場	1	鉄骨造	8.60m	483.98㎡	483.98㎡	既存
5	休憩所	1	木造	2.80m	38.55㎡	38.55㎡	既存
6	試験室	1	木造	2.80m	45.54㎡	45.54㎡	既存
合 計		-	-	-	1,400.59㎡	1,405.55㎡	-

申請概要④

- 作業時間 8時間（午前8時から午後5時）
（搬入搬出等時間 午前8時から午後5時）

周辺状況図①

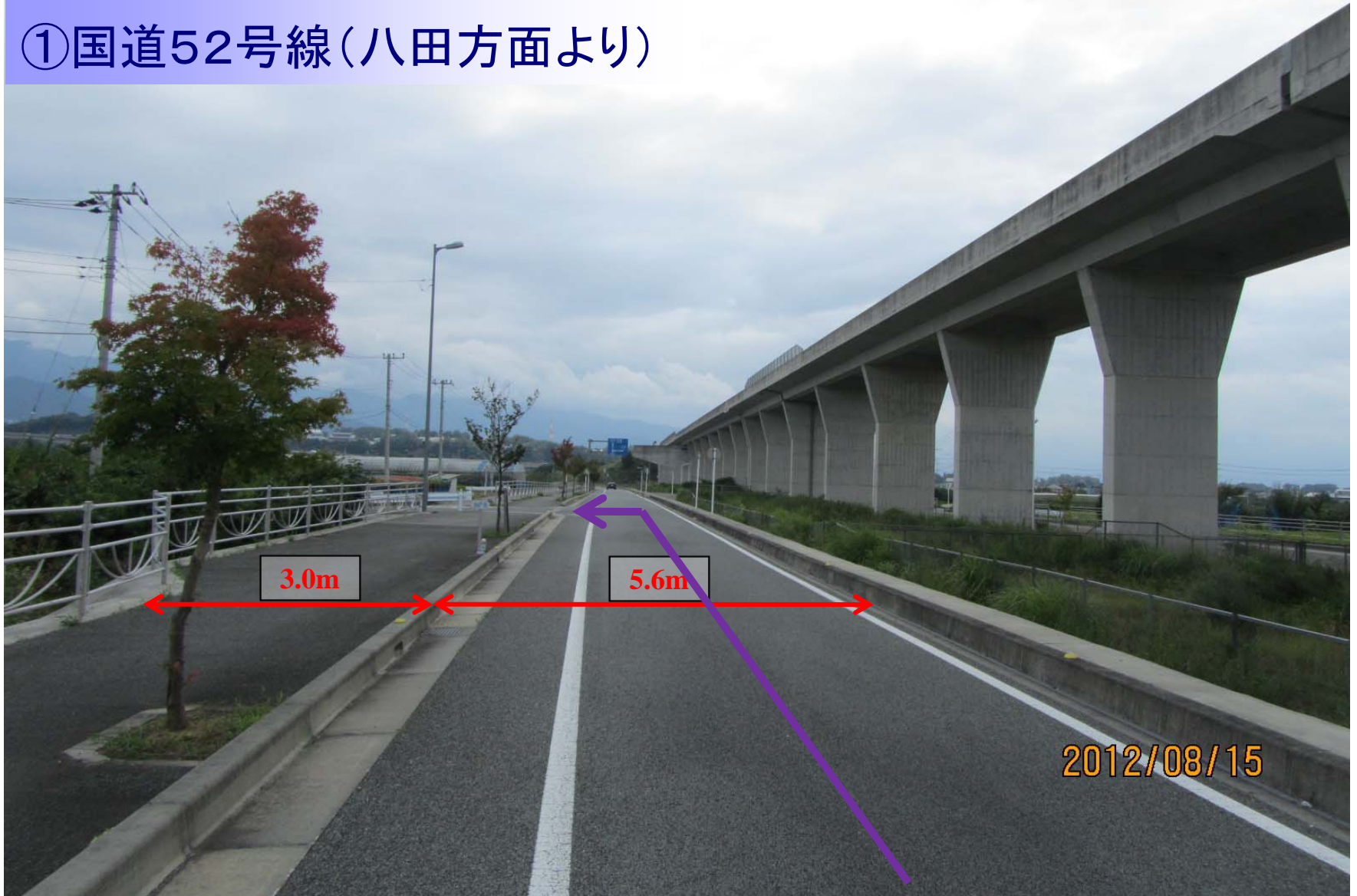


周辺状況図③



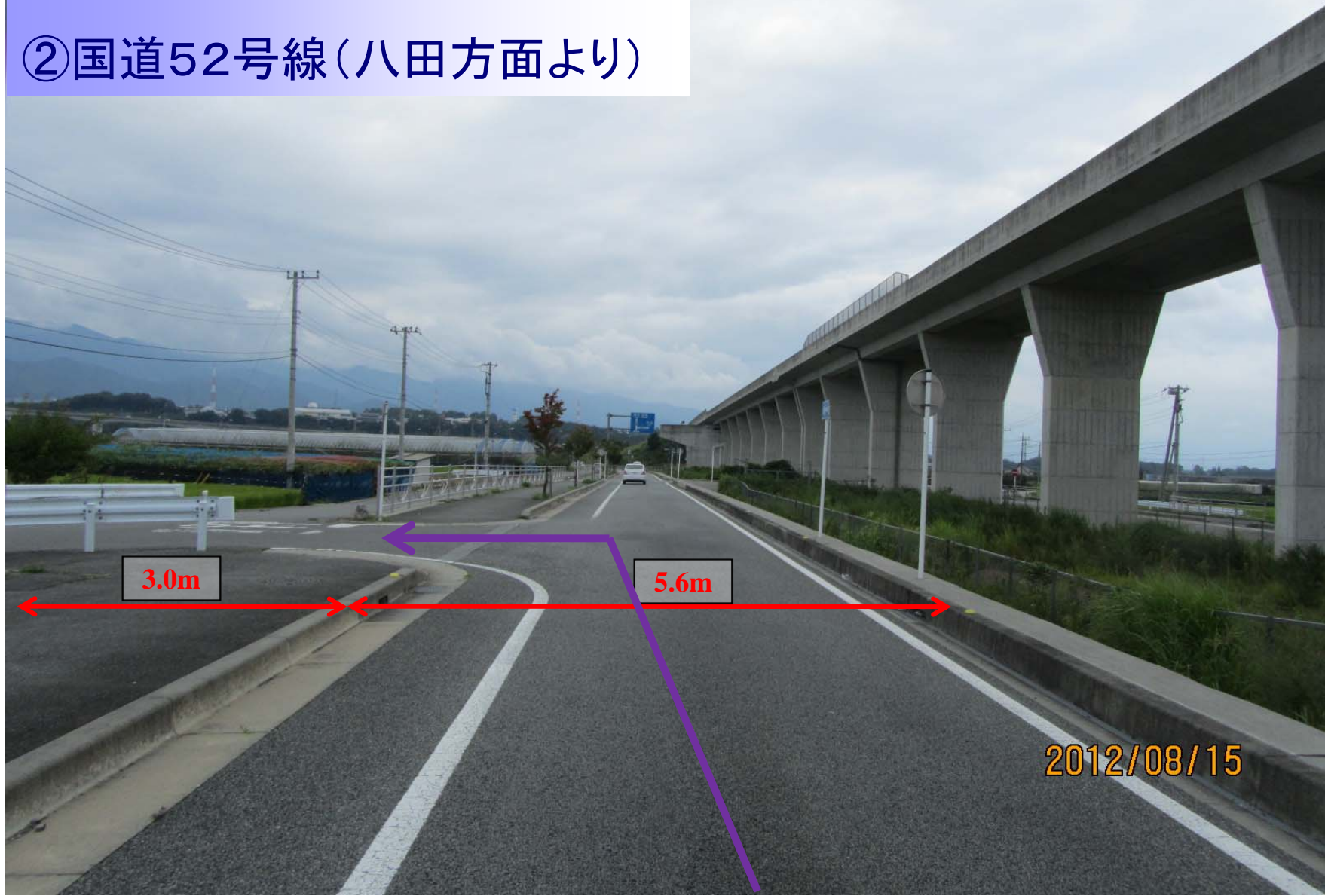
周辺状況写真(1)

①国道52号線(八田方面より)



周辺状況写真(2)

②国道52号線(八田方面より)



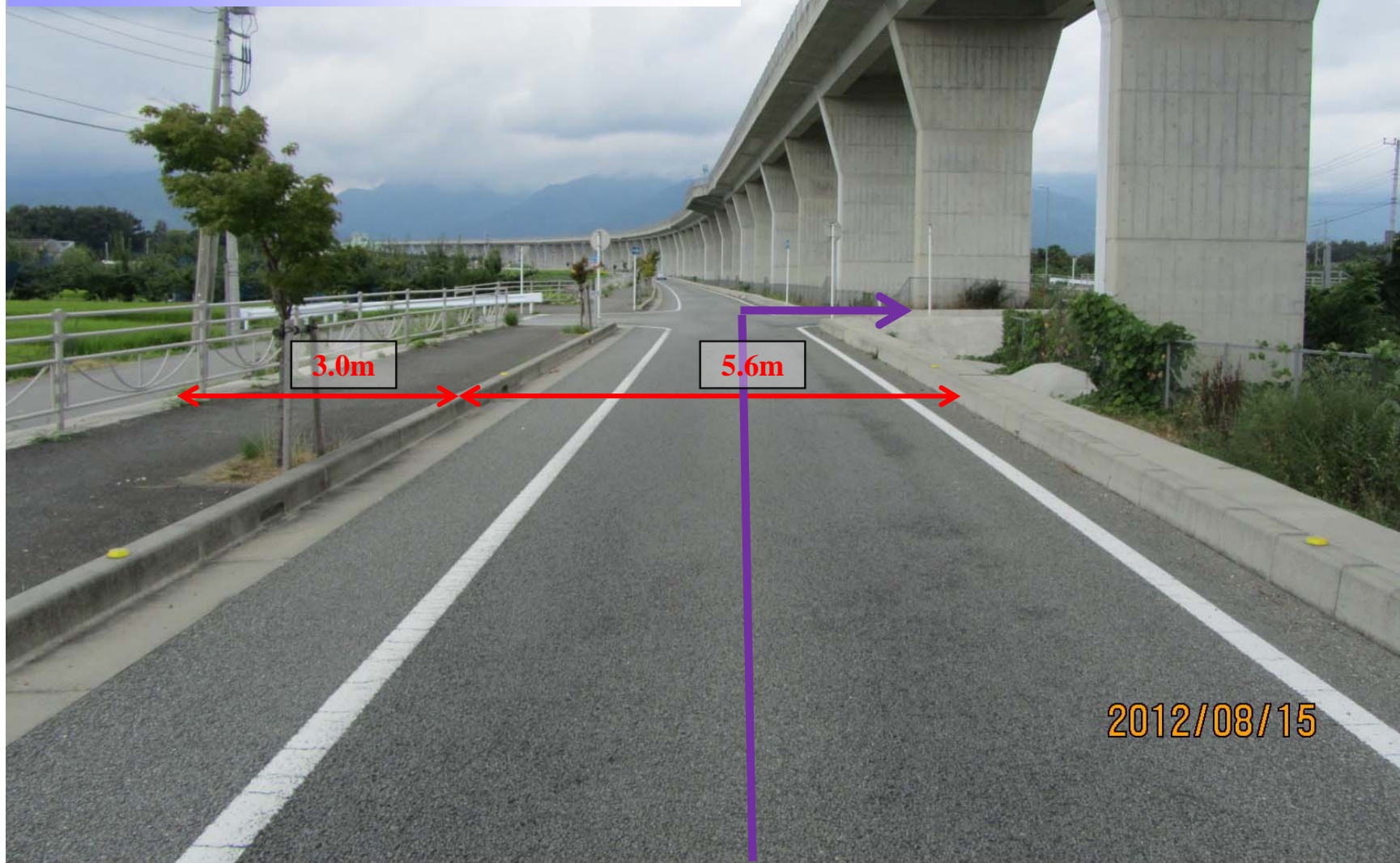
3.0m

5.6m

2012/08/15

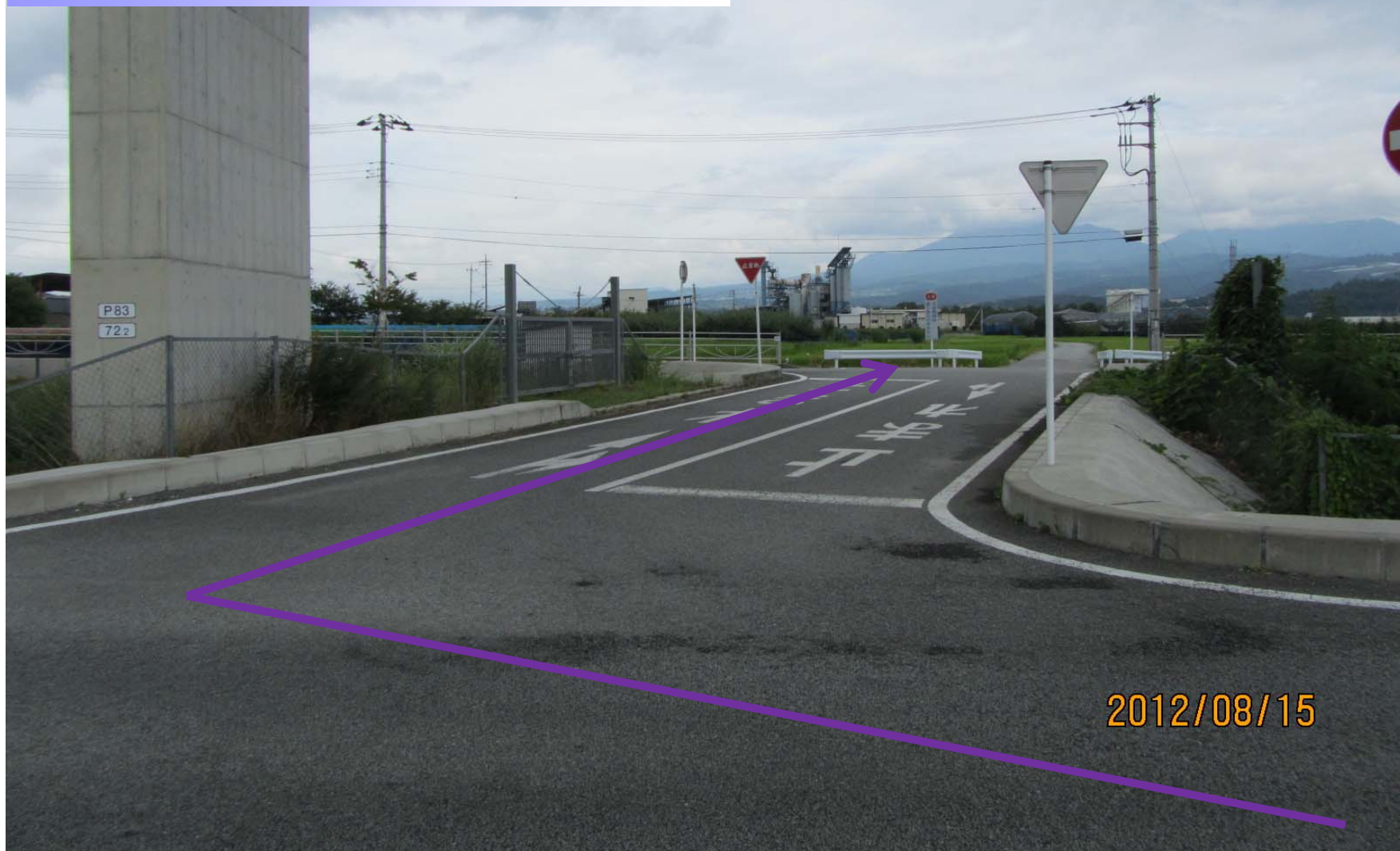
周辺状況写真(3)

③国道52号線(双葉方面より)



周辺状況写真(4)

④国道52号線(双葉方面より)



周辺状況写真(5)

⑤国道52号線(双葉方面より)



周辺状況写真(6) ⑥



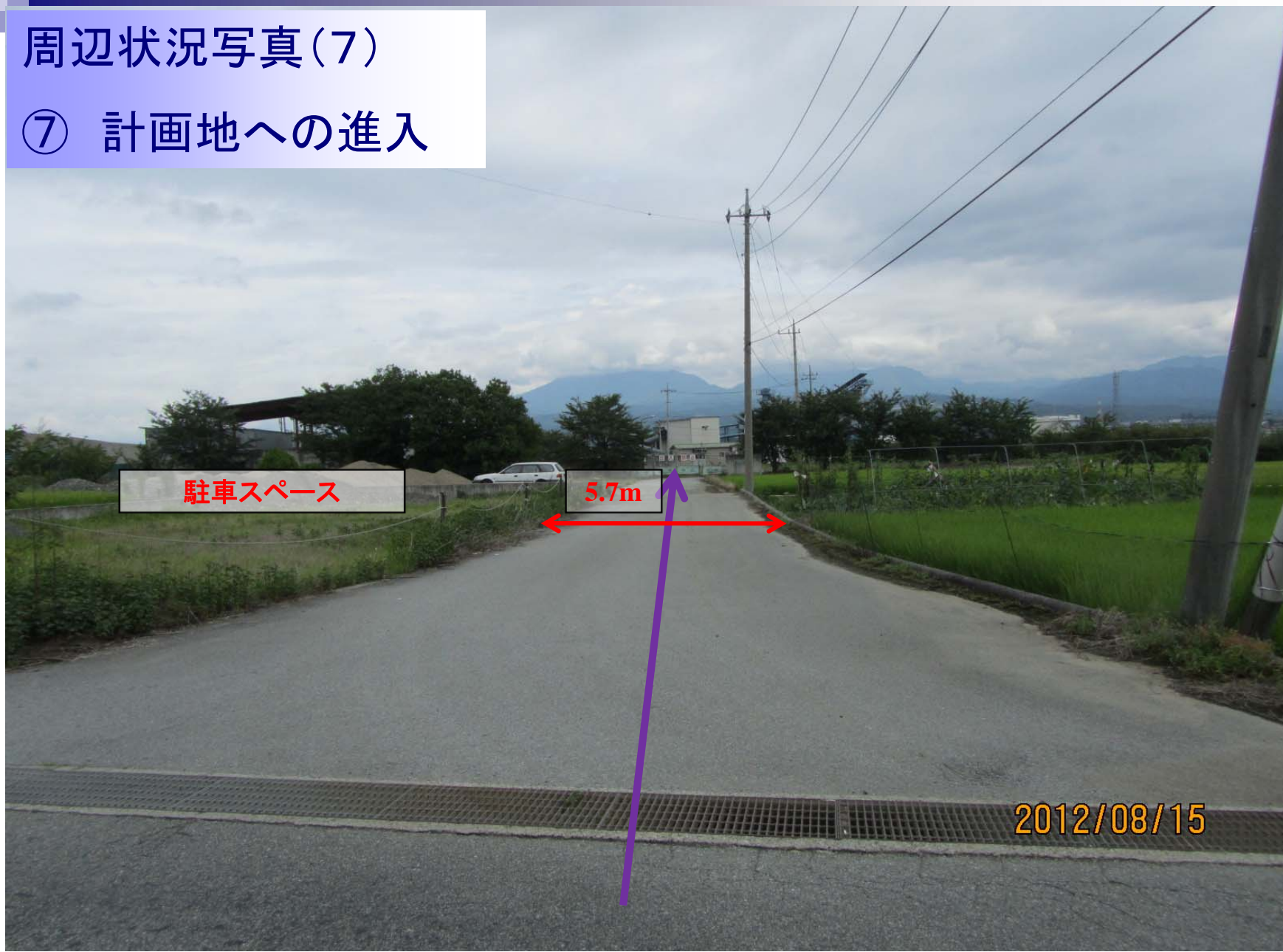
八田方面より

双葉方面より

2012/08/15

周辺状況写真(7)

⑦ 計画地への進入



駐車スペース

5.7m

2012/08/15

計画地状況写真(1) ⑧

既存建築物
休憩室・試験室

敷地南側より撮影

計画地状況写真(2) ⑨

既存建築物製品置場

敷地東側より撮影

計画地状況写真(3) ⑩



2012/08/15

湯澤工業(株)産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

6 その他

1 位置の妥当性について

- 計画地は南アルプス市北東部で、韮崎市との境界である御勅使川右岸沿いに位置し、隣地には、採石・アスファルトプラント工場があり、周囲は畑に囲まれ、東側に国道52号(甲西道路)及び釜無川がある。
- 南アルプス都市計画区域内の用途地域無指定の区域であり、南アルプス市都市計画マスタープランでは、まとまりのある農地・緑地の保全と工業地等のコンパクトな開発規制・誘導を行う地域と位置づけている。
- 申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

2 搬出入経路の妥当性

- 搬出入ルートは、計画地東側の国道52号線(甲西道路)で、片側1車線の幅員5.6mの道路であり十分な幅員を有している。
- また、隣接採石工場と通行に関する協定を結んでおり、御勅使川の堤防道路から採石工場を経由しても当該地への進入が可能となっている。
- 当該計画では、1日40台程度(10t:20台、4t:10台、2t:10台)の搬出入車輛を見込んでいるが、搬出入経路は幹線道路であり、交通量の上昇率は0.8%程度で影響は少ない。
- 計画地は農耕地に囲まれ、農耕車等への配慮が必要となるため、敷地南側の自己所有地に十分な待機スペースを確保している。また、当該スペースは、搬入車輛が集中した場合の渋滞回避対策としても使用する。

3 施設計画の妥当性

○ 配置計画

- 搬出入車輛の動線計画、待機車輛スペースの確保、従業員及び来客駐車スペースの確保等、敷地での混乱がないよう有効な計画がなされており、特に支障ない計画である。

○ 緑化・景観への配慮

- 計画地の緑化については、都市計画法に基づく開発区域内の自己所有地を含むと緑化率が緑化条例の基準である5%以上の5.66%あり、支障ない。

○ 環境部局との協議

- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成24年3月5日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

4 環境公害対策の妥当性

○ 大気汚染について

- 本施設内の破砕施設の稼働により粉塵の発生が考えられるが、破砕施設は屋内に設置され、集塵装置を稼働させる他、必要に応じ散水を行い、強風時には作業を中止する等の計画となっている。

また、搬出入車両による大気汚染については、適切な車両点検や整備を行い、良好な状態で使用する他、アイドリングストップ等を実施する。

○ 水質汚濁について

- 本施設の稼働に伴う排水の発生要因はない。

○ 悪臭について

- 本施設の稼働に伴う悪臭の発生要因はない。

○ 騒音及び振動について

- 騒音及び振動について 産業廃棄物処理法施行規則第11条の2の規定に基づく生活環境影響調査が実施され、最寄りの人家等に対し、支障ないとの結果が得られている。

○ 環境測定予測値

調査事項	調査項目	区 域	基準値	予測値
騒 音	騒音レベル	第3種区域	65dB	64.8dB
振 動	振動レベル	第2種区域	65dB	59.0dB

- 処理施設設置後、騒音・振動についての環境影響調査に建築住宅課が立ち会う。

5 地元住民等との合意形成等

○ 市町村の意見等

- 南アルプス市都市計画審議会の議を経て、市長より「支障ない」旨の意見が出されている。

○ 地元住民等

- 施設計画予定地の隣接地、近接地の地権者及び野牛島区長、野牛島土地改良区役員の合意が得られている。

6 その他

○ 都市計画法の開発許可について

- 当該敷地は、造成工事により整地し、破砕施設2棟、事務所1棟の建築を目的とし、開発行為に該当する。

平成24年4月2日に南アルプス市に開発行為許可申請書が提出されており、南アルプス市都市整備課担当者に確認したところ許可となる見通しである。